

厚木市内
事業者の
皆さまへ

緊急事態宣言に伴う厚木市の支援策第2弾！

コロナに負けない！

あつぎ中小企業応援交付金Ⅱ



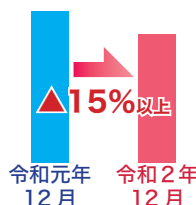
新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、厚木市では、売上げ減少に対する支援と、夜間営業時間の短縮にご協力いただいている事業者の皆さまへの支援を行います。 **最大交付額 25万円**

① 売上げ減少への支援

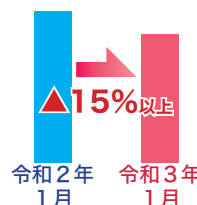
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年12月または令和3年1月の売上げが、前年同月の売上げに比べ15%以上減少している市内事業者の方へ、支援金を交付します。

※令和2年中に開業し、売上げ減少の比較が困難な事業者の方は、ご相談ください。

1店舗・事業所 **10万円**



または



② 感染拡大防止への協力支援

下記③(神奈川県での夜間営業時間の短縮要請を受けている店舗・事業所など)以外で、感染拡大防止のために時間短縮営業または休業をしている店舗・事業所などを対象に、協力金を交付します。

夜間短縮営業実施日数

令和3年1月12日～2月7日の間で**10日以上**

※実施日が連続していなくても対象となります。

1店舗・事業所 **15万円**

対象例

小売店 ● 学習塾 ● インストラクター ● 整骨院 ● 個人タクシー ● 塾講師 ● ピアノ講師 ● ガソリンスタンド ● ゲームセンター など

※飲食店、カラオケ店などを除いたもの



③ 短縮営業要請協力への支援

神奈川県での夜間営業時間の短縮要請を受け、時間短縮営業または休業をしている店舗・事業所などを対象に、協力金を交付します。

夜間短縮営業実施日数

令和3年1月12日～2月7日の間で**10日以上**

※実施日が連続していなくても対象となります。

1店舗・事業所 **5万円**

対象

飲食店(スナックや喫茶店を含む)、カラオケ店 など

※県の「対象店舗」に準じ、原則として食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けた店舗・事業所など

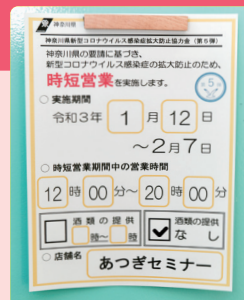


🕒 夜間営業時間の短縮について 🕒

通常20時過ぎまで営業 ▶ 20時以前に短縮して営業

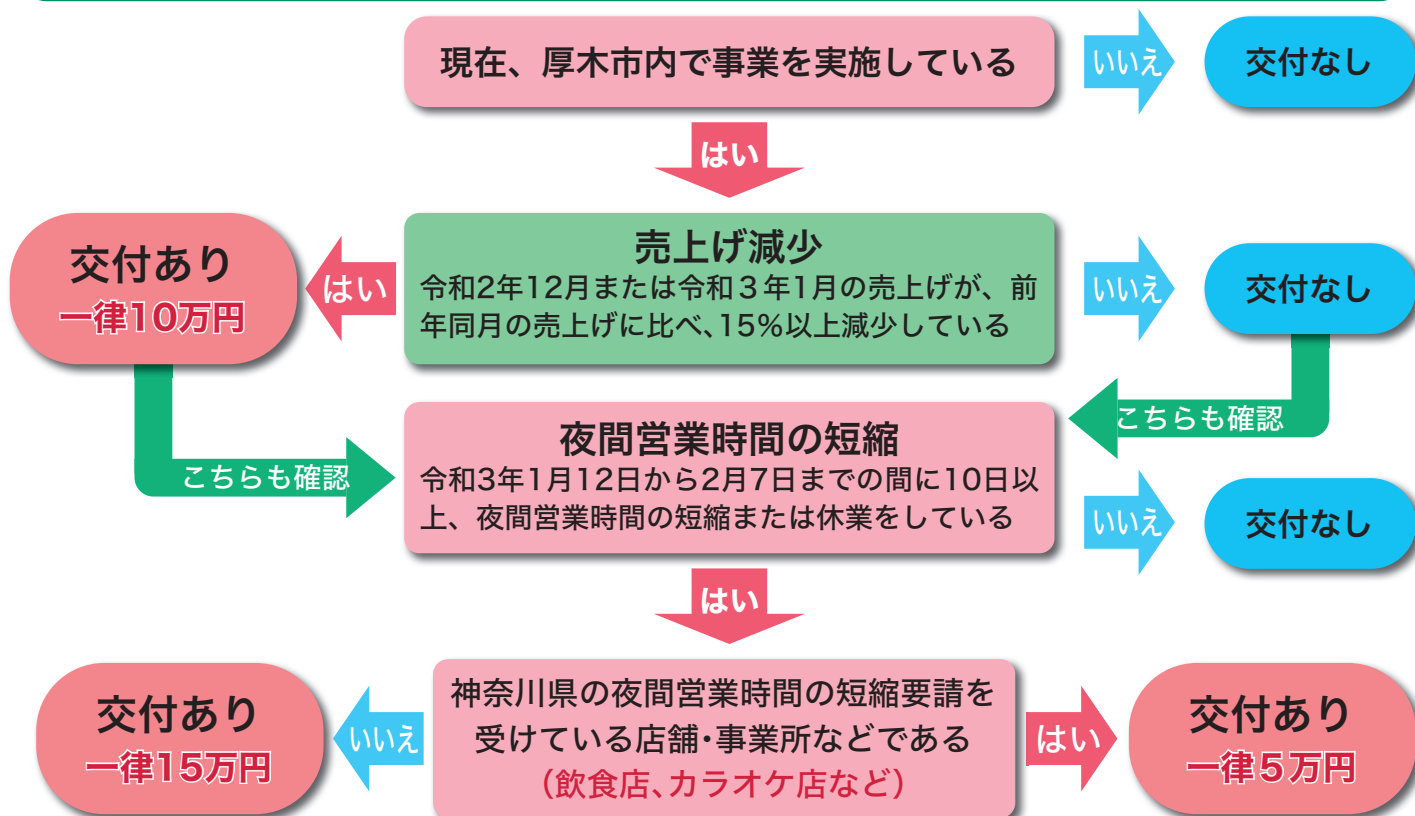
夜間営業時間の短縮とは、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、通常の営業時間を20時過ぎまでとしている店舗・事業所などが、20時以前に短縮して営業することを言います。

裏面「必要書類⑤」の一例 ▶



▶ 裏面もご覧ください。

交付要件



必要書類

- ①交付申請書(市内各公民館、J A あつぎ各支所・支店、市内金融機関などに配布)
※厚木商工会議所および厚木市ホームページから、用紙をダウンロードできます。
- ②厚木市内での事業活動を証する書類の写し ▶ 法人 ▶ 市民税申告書、青色申告決算書、収支内訳書など
- ③振込先口座の「通帳の表紙の写し」および通帳を開いて「1 ページ目と 2 ページ目の写し」

売上げ減少への支援	④比較したそれぞれの月の売上げが分かる資料	法人 ▶ 事業概況説明書など 個人 ▶ 青色申告決算書、売上元帳、管理台帳など
夜間短縮営業協力への支援	⑤通常の営業時間と短縮後の営業時間が分かる資料 ▶ 通常の営業時間の看板写真および時間短縮営業の案内物の写真、ホームページのコピーなど、一般に広く公開しているもの(例: このチラシ 1 面「夜間営業時間の短縮について」写真参照) また、神奈川県の夜間営業時間の短縮要請を受けている店舗・事業所(飲食店、カラオケ店)などは、営業許可証の写し	

※①～③は必須、④・⑤は、該当する支援を受ける方が必要な書類です。

※厚木市内で複数の店舗などを営んでいる場合は、各々が対象となりますので、店舗ごとに申請してください。

お申し込み方法

所定の交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送でお申し込みください。

受付期間 ▶ 令和3年1月29日(金) ～ 3月1日(月)

※当日消印有効



◀ 申請書用紙のダウンロードはこちらから

<http://www.atsugicci.or.jp/>

お申し込み
お問い合わせ先

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」

専用ダイヤル 0120-306149【平日9:00～17:00】

※感染症拡大防止のため、ご来館による窓口でのお申し込みやお問い合わせはご遠慮ください。

- あつぎ中小企業応援交付金Ⅱには、売上げ減少への支援、感染拡大防止・短縮営業要請協力支援のほかに、テレワーク導入に対する支援もありますので、お問い合わせください。